プロジェクト	**収益認識**
項目	**IASB 公開草案「IFRS 第 15 号の明確化（IFRS 第 15 号の修正案）」の概要及びディスカッション・ポイント(移行時の実務上の便法及びその他のトピック）-売上税の表示-**

本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）が 2015 年 7 月 30 日に公表した公開草案「IFRS 第 15 号の明確化（IFRS 第 15 号の修正案)」(以下「本 ED」という。）の提案内容のうち、売上税の表示について概要を説明する。そのうえで、事務局が示した当該論点に対するコメントのための分析について、ご審議いただきたい。

本 ED における IASB の提案内容

2. IASB は売上税の表示の論点について検討を行ったが、審議の結果、当該論点については修正を提案していない。なお、FASB は当該論点に関して、修正を提案する予定である。

3. 以下では、売上税の論点に関する検討の経緯、提案の概要等並びにコメントのための分析について説明する。

（本 ED における質問項目）

4. 本 ED ではその他のトピックについて以下の質問が設けられている。

> **質問 5**：FASB は、回収可能性、現金以外の対価の測定及び売上税の表示に関して、新しい収益の基準の修正を提案する見込みである。IASB は、これらのトピックに関しては IFRS 第 15 号の修正を提案しないことを決定した。IASB の決定の理由は、BC87 項から BC108 項で説明している。
>
> IFRS 第 15 号の修正がそれらのトピックについては要求されないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような修正を提案するか、また、その理由は何か。IFRS 第 15 号の修正を提案する場合には、IFRS 第 15 号の要求事項が明確でないという理由を説明するための情報を示されたい。

（論点：売上税の表示）

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

現行の関連規定及びTRG会議等において指摘された問題点

5. 企業は、個々の売上税が第三者のために回収されるものか（この場合、収益に含まれない。）、それ以外のものか（この場合、収益に含まれる。）を判断することが要求されている[1]。しかしながら、売上税及び売上税に類似のその他の税は、様々な課税管轄地域で異なる内容の課税が行われており、それぞれの課税ごとにその実態を分析し、純額表示すべきか、総額表示すべきかを個々に判断するのは、実務上過度な負担を企業に生じさせるとの指摘が米国の関係者[2]からなされた。

本EDにおけるIASBの提案の概要

6. IASB は、本論点に関して修正を提案していない。

7. 次項に記載している FASB の暫定決定と同様の実務上の便法を追加せず、IASB が本論点に関して修正を提案しない理由は以下のとおりである（本 ED BC108 項 。

- さまざまな法域での異なる税制下にある企業間や、同じ法域で異なるアプローチを選択する企業間での、収益の比較可能性を低下させることになる。
- IFRS における従前の収益認識基準には、IFRS 第 15 号における要求事項と類似した売上税に適用される要求事項が含まれていた。したがって、売上税が第三者のために回収されるのかどうかの評価は、IFRS 作成者にとっては新しい要求ではない。
- 売上税（又は類似の税金）が、企業が課税当局のために顧客から回収する税金ではなく、企業に対する税金である場合には、取決めの経済実態を反映しないような収益認識モデルの例外を作り出すことになる。

FASBの暫定決定

8. FASB は関係者から聞かれている懸念に対して、実務上の複雑性と適用コストを削減する観点から、以下のとおり Topic 606 の基準を修正する暫定決定を行っている。

FASBの暫定決定
Subtopic 605-45の対象となる売上税[3]については、すべて純額表示する実務上の便

[1] 第三者のために回収する金額（例えば、一部の売上税）は取引価格から除外され、収益に含まれないことが明確にされている（IFRS15.47）。
[2] 従来の米国会計基準（Subtopic 605-45）では、適用範囲に含まれる売上税及び売上税に類似のその他の税について、総額表示する又は純額表示する会計方針の適用を認めている。なお、これらの会計方針を選択した場合には、採用した会計方針の開示が求められており、また、総額表示を選択し金額的重要性がある場合には、当該売上税等の金額も併せて開示することが求められている。
[3] 特定の収益生成取引と同時に発生し、政府機関によって課せられるものであり、企業を通じて顧客から回収される税金である。これには、売上税の他、使用税、付加価値税及び一部の物品税なども含まれるが、受領総額に課せられる税金や棚卸資産の調達過程で課せられる税金は除かれる。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

法の使用を認める。(※)

(※) ASBJスタッフ注：当該実務上の便法の選択は企業の任意であるため、選択しない場合には現行のTopic 606の要求事項どおり、それぞれの課税ごとにその実態を分析し、純額表示すべきか、総額表示すべきかを個々に判断することになる。また、Subtopic 605-45で認められていた総額表示の選択は、売上を過大計上する可能性につながることから採用されないことになり、保守的な方法である、すべて純額表示する実務上の便法のみが新たに使用できることとされた。

コメントのための分析

9. 当該問題点は米国基準適用企業にとって、従来の米国会計基準(Subtopic 605-45)に比して判断すべき事項が増加し、実務上の負担が生じることが発端となっている。一方、IFRS 適用企業にとっては IAS 第 18 号「収益」ではすでに同様の評価が求められており、IFRS 第 15 号の要求事項により追加的な実務上の負担は生じないと考えられる。

10. また、本資料第 7 項に記載した IASB による分析のとおり、実務上の便法を追加することは、財務情報の価値を損なわせる可能性があり、その点で望ましくないと考えられる。

11. 一方で、例えば IFRS の適用を今後検討している我が国企業が米国に子会社を有する場合に、米国関係者からの指摘にあるように、上記判断にあたって重要な実務上の困難さが生じる可能性も考えられる。このような場合には、費用対効果の観点から、FASB の修正提案を検討する価値があると考えられる。そのため、FASB の修正提案を採用しない場合には、総額又は純額の判断にあたって重要な実務上の困難さが生じる状況が想定されるかについて、各委員のご意見を頂きたい。

第 57 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

- 重要な実務上の困難さが生じる状況についての想定はないが、総論として IFRS と米国基準の整合性を取るべきである旨は引き続き主張していくべきである。

ディスカッション・ポイント

事務局の「コメントのための分析」について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。